

編集後記

規制緩和（ディレギュレーション）は、1980年代に世界の潮流となり、日本においても規制緩和政策がすすめられている。その一環として昨年の12月に、「貨物自動車運送事業法」および「貨物運送取扱事業法」の物流二法が制定され、本年12月から施行されることになった。この物流二法は、昭和20年代以来約40年ぶりの画期的な運輸規制改革であり、90年代の物流政策の基礎になるものである。国民の生活意識の変化、労働力の逼迫、情報化、国際化の進展など、厳しい経営環境のなかで行われた運輸規制改革は、物流事業に様々な影響を与えることになるが、これに対処することが事業者の課題である。

物流二法に基づく規制緩和政策の実施によって事業者間の競争が激化し、荷主ニーズを反映した新商品の開発など、きめ細かなサービスを可能にするためのシステムづくりが必要になっている。そのために複合輸送事業へ積極的な進出を図るとともに、流通加工、品質管理、情報提供、商流機能との連携など総合物流事業の展開が不可欠である。さらに事業者間の提携、系列化・グループ化など再編成が一層すすんでくるものと思われる。

このような新時代の息吹きのなかで本号は、物流事業の法制度、運輸規制改革の影響、国際物流の進展に対処する倉庫業、鉄道と通運事業、牛乳・農畜産物の流通問題など、タイムリーなテーマを取り上げ、考察を試みた次第である。

（1990年5月、山野辺）